

第34回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第 3 4 回 和光市 農業委員会 総会 日程

平成 2 9 年 4 月 2 5 日 (火曜日) 午後 2 時 0 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 8 番 田中 明委員 9 番 萩原正弘委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 5 条許可申請承認について

議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請
承認について

議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

日程第 5 協議事項 ① 5 月の農業委員会総会の日程について

② その他

日程第 6 諸報告 ① 会長専決

② その他

日程第 7 閉 会 午後 3 時 0 0 分

出席委員（9名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	加藤親次郎君	5番	山田春雄君
7番	齋藤定男君	8番	田中明君
9番	萩原正弘君	10番	富澤貢一君
11番	石田秀樹君		

欠席委員（2名）

4番	吉田武司君	6番	加山和義君
----	-------	----	-------

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 皆さん、こんにちは。

本日、吉田委員、加山委員から欠席の連絡がございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○柴崎会長 改めまして、こんにちは。

本日、和光市農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

平成29年度も始まりまして、農業委員会は、十日町市から樋熊主任が来ていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

先日、20日に4市の朝霞地区農業委員会連絡協議会がございまして、和光市が当番市でしたが、今年度は志木市が当番市ということで、皆様のご協力をいただきたいと思います。

また、その4市の朝霞地区農業委員会連絡協議会において配布された資料に農地のデータがありまして、和光市の農地が志木市に抜かれまして、4市の中で一番、少なくなっていました。これからも極力農地を保てるように、活動していけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第34回和光市農業委員会総会を始めます。よろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず、議事録署名人ですが、8番、田中明委員、9番、萩原正弘委員にお願いいたします。

◎提出議案

議案第1号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に移ります。

議案第1号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 ありがとうございます。

補足説明をお願いします。

○事務局（青木） それでは、議案第1号 農地法第5条許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

農地法第5条許可申請は、市街化調整区域内の農地において、権利の移転設定を受ける者の資金により農地以外のものに転用するための申請で、県知事の許可が必要となります。

申請に至った理由ですが、賃貸人は、申請地において自分で食するための野菜、ジャガイモなどを耕作しておりましたが、隣地の資材置場の影響で日照が悪くなっておりました。そんな折に、市内で舗装工事及び外構工事を主な事業とする株式会社Aがダンプ置場として使用している駐車場の返還を求められ、本社に駐車している車両も合わせて駐車できる用地を探していることを聞き及びました。

そこでこの度、賃借人が用地を借り受け、賃借人の資金で造成を行う計画で賃貸借契約の合意となり申請に至っております。

転用の概要ですが、申請地は、西側を開口部としておりまして、9メートルの幅の出入口を設け、パネルゲートを設置します。場内は畑を平らに整備した後、15センチの厚さで碎石を敷き、転圧して仕上げます。出入口付近については、出入口から3メートルのところまでコンクリート舗装をします。周囲は、出入口部分を除いて、重量ブロック3段積みと、その上にネットフェンス1.2メートルを設置する部分と、敷地境界にブロック土留めを設置し、その申請地側に高さ2メートルのパネルフェンスを設置する部分を併用しております。

図面にはありませんが、出入口を出たところに、カラーコーンを8メートルの幅で2カ所設置することになっております。これは前回のBさんのときの転用の案件と一緒に、ゼブラゾーンに駐車をされないために、道路安全課から指導をされているということです。

使用業者の株式会社Aですが、舗装工事及び外構工事業を主たる業務としておりまして、本店所在地は、和光市下新倉四丁目**番**号。現在は、本社にダンプ2台、軽自動車2台の駐車場と資材置場として利用しているほか、和光市下新倉四丁目**番**に普通自動車3台の駐車、下新倉四丁目**番**にダンプ3台の駐車場を借り入れております。このうち下新倉四丁目**番**の駐車場の返還を求められております。

申請地には、2トンダンプ1台、3トンダンプ3台、レンタルダンプ3台、普通車3台、軽自動車2台を置く予定です。

許可要件との整合性ですが、申請目的実現の確実性は、都市計画法や建築基準法など、他法令調整は不要となっております。

計画に係る資金の調達については、見積書、資金調達計画書、残高証明書を確認して、問題ありません。

計画面積の妥当性ですが、土地の利用計画図から、妥当と判断しております。

周辺農地生産条件への影響ですが、北側農地部分については、重量ブロックとネットフェンスにて、砂利等の飛散、通風、日照に配慮しており、影響は少ない見通しとなっております。防犯灯を設置しますが、営農状況に影響がないようにカバーをするなど配慮することとなっております。

用排水や公衆衛生等、他の地域への影響は、水道、トイレの設置はしないので、公衆衛生等に与える影響は少ない見通しとなっております。

計画から派生する被害防除については、こちらも水道、トイレの設置はせずに、誓約書において計画どおりの利用を確約しておりまして、周辺への被害は抑制されると考えております。

隣地農地所有者の同意ですが、北側の隣地の方、Cさんになりますが、境界に高さ1.2メートルのネットフェンスを設置することを条件としておりまして、この計画で施工するので問題ないということになります。

農地区分についてですが、施行規則43条第2号、申請に係る農地からおおむね300メートル以内に高速自動車国道の出入り口が存する状況にあり、転用可能な第3種農地と判断可能となっております。

説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

参考人の方を呼んでおりますが、何かご質問等あったらお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、参考人の方に入ってください。

(参考人(D)入室)

○柴崎議長 では、ご紹介いたします。

賃貸人の方と賃借人の方、参考人といたしまして、Dさんにおいでいただきました。

Dさん、本日はご苦労さまです。

○参考人(D) よろしく願いいたします。

○柴崎議長 当委員会では、転用の議案が出ますと、参考人の方に来ていただきまして、概要

の説明と委員からの質問に答えていただくようになっております。よろしくお願いいたします。

発言は私が指名してからお願いいたします。

それではまず、説明をお願いいたします。

○参考人（D） まず、申請人の会社ですけれども、株式会社Aと申しまして、現在、主に外構工事と舗装工事をやっております。それでその仕事、事業に使うために、ダンプとか普通乗用車、軽自動車とかを使用しております。今現在は会社の1階の駐車場のところが完全な駐車場というわけではないんですけれども、資材置場とか自転車置場とかの兼用になっている駐車場と、あと会社の近隣のところに2カ所、駐車場を借りております。ただ、会社の1階の駐車場自体は、もう細い道の奥まった場所にあります。出入りもちょっと難しい場所でありまして、資材置場とかの兼用になっておりますので、基本的に今回の申請が借りられるようになりまして、そちらの会社の1階の駐車場についてはもう使わないで、基本的には資材置場として使う予定となっております。そういう点も、今、ほかに2カ所借りている駐車場のうち、ダンプをとめている駐車場ですけれども、そちらは、もう地主さんから返却を要求されておまして、そちらはもう返還するという予定になっております。近隣にダンプをとめられる駐車場が基本的にないものですから、それも今回の申請に至った大きな理由となっております。

それで、事業の関係で、会社で所有しているダンプ以外に、繁忙期に関しましては、主にレンタルダンプを使用しております。繁忙期に一度に3台ぐらい使う場合もあります。どうしても今の事務所の駐車場とか借りているところでは収まり切れないというのがありまして、新たに駐車場を借りたいといいますか、探しております。会社の役員が、たまたま今回、地主さんの親戚の方に当たりました。その方に今回、貸していただけるという了解をいただけたということで申請に至りました。

今回のまた新しい申請地ですけれども、基本的に入口から入ったところ3メートルぐらいは、コンクリートのたたきという形にいたしまして、それ以外のところについては、全部砂利敷きという形になります。周りとの境界につきましては、基本的にはコンクリートの3段積みのブロックを積みまして、そこによく工事現場とかで見られるパネル式の、表を仕切って境界とする形にしております。ただ、隣の反対側の畑との境界につきましては、日当たりが悪くなるというような要望が隣の地主様からありまして、そこについては、なるべく日当たりを遮らないように、1.2メートルのネットフェンスで境界を作るという形を予定してお

ります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、質問に移ります。

質問がある方、挙手をお願いいたします。

どうでしょうか。

田中委員。

○田中委員 2点、お尋ねいたします。

案内図の次の公図の写しの次のページ、車の配置がされているところ、そのところで2点。

まずは1点は、北側、図面にすると横になりますね、縦ではなくて横にすると、上に境界線のところからバックして0.5メートル、50センチの通路スペースを設けるということは、畑への配慮ということによろしいんですか。

○柴崎議長 Dさん、お願いします。

○参考人(D) 50センチ設けるという意図ですけれども、こちらの水路のところとかに草が生えたときに、この通路を通過して、こちらの草とかを刈りたいという地主さんの意向がありまして、それでその境界のところ50センチ幅の通路を設けて、そこを通過して、水路の草刈りをしたいという意向があったものですから、それで通路を作るという形になりました。

○田中委員 境界線へブロックを入れたということですね。

○参考人(D) はい。

○柴崎議長 田中委員。

○田中委員 もう1点、電灯引き込み線で防犯灯の設置、電灯設置が3カ所あるんですけれども、図面でいうと下側、南側、これも駐車場になっていますよね、資材置場の形になっていますからいいでしょうけれども、逆に隣地、今言った草等の通常の通路スペースのところ電灯が来たときに、多分、恐らく作物を何か作られるかなと思うんですけれども、電灯はその辺に配慮された電灯がつくことによって作れない野菜というのも、葉物関係がだめな場合が非常に多いので、隣地の方がその辺はいいよということで納得していればいいですけれども、その辺のご配慮はいただいているかどうかを、お聞きしたいと思います。

○柴崎議長 Dさん。

○参考人(D) 地主さんにご相談したときに、何かハウレンソウを育てているらしいんですけれども、それについて、ちょっと影響があるかもしれないというお話はあったんですけれ

ども、ただ、光がなるべく畑側に漏れないように、カバーをつけてもらうような形にしてもらえるのであれば構わないということで、ちょっとご了解をいただきましたので、そういう形で進めたいと思っております。

○田中委員 分かりました。ありがとうございます。

○柴崎議長 田中委員、よろしいですか。

ほかに質問ある方。

よろしいでしょうか。

石田委員。

○柴崎議長 ダンプのレンタルがあるようですが、年間どのくらいレンタルしているんでしょうか。

○柴崎議長 Dさん。

○参考人(D) 申し訳ありません。レンタルを使っているという関係の資料をちょっとご提出したんですけれども、トータルで何日使っているかというのをちょっと調べていなかったです。申し訳ありません。

○柴崎議長 調べて、委員のところまで回答をお願いいたします。

ほかに質問のある方。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では、1点、質問してもよろしいですか。

道路部分の、ゼブラゾーンのところにはコーンを立てますよね。あれも例えば壊れたりした場合、地主さんというか、借り主さんが修繕工事を行うんでしょうか。

○参考人(D) 当初、これは市役所でつけてくださいという話だったんですけれども。基本的には会社でつけるというつもりではいたんですけれども、壊れた後については、ちょっと考えていなかったんですけれども。

○柴崎議長 疑問に思ったので、そういうのはどうなんでしょうね。

では、事務局で確認してください。

○田中委員 コーンを壊したときに、要はそのコーンを壊した人が誰かということがはっきり分かって、一般の通路の場合の、不特定多数の使用の場合は、市が負担するんだろうけれども、個々の例えばそこに車を乗り入れるために、それをある程度、防ぐためのコーンというのは、そこの地主さんないし、そこの借りている人の、どちらかの分担というふうに、私は行政から説明を受けた記憶があります。

○事務局（青木） 道路安全課に確認したところ、原因者が分かる場合は原因者の負担。原因者が分からない場合は、市が負担することになります。

○柴崎議長 Dさん。

○参考人（D） あと、すみません、先ほどのレンタルダンプの使用状況ですけれども、ちょっと今、資料をいただきまして、すみません、一応、最大で3台借りている場合もあるんですけれども、1台に関しては、大体、年間を通してずっと借りて、もちろん区切りはあるんですけれども、年間を通してずっと借りているという状況にありまして、2台目、3台目につきましては、そんなにトータルすると余り借りていないといいますか、その繁忙時期に何日間だけみたいな感じで使っているという形になります。すみません。

○柴崎議長 石田委員、よろしいですか。

○石田委員 はい。

○柴崎議長 ありがとうございます。

ほかに質問ある方。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、質問ないようですので、本日はどうもありがとうございました。

○参考人（D） どうもありがとうございました。

（参考人（D）退室）

○柴崎議長 この議案につきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、採決に移ります。

この議案が許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申

請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) 続きまして、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。

こちらは生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなった場合、その農地を市に対して買取り申出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等に関する証明では、解除する生産緑地について、Eさんが存命であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審査するものでございます。

ここで言う主たる従事者とは、客観的に見て、当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者のことを示しているものです。今回は、Eさんが平成29年2月14日に84歳で亡くなられたことに伴い、同居されていた息子さんのFさんからの申請となります。

Eさんは、亡くなる前は、年間250日の農業従事を行っておりました。農地の現在の状況につきましては、4月11日、萩原委員にご同行願いまして確認をしまいましたが、問題となるような圃場ではなかったように見受けられます。ただいま管理状況につきましては写真をお返ししておりますのでご確認ください。

これまでの農業従事状況も踏まえまして、Eさんが主たる従事者等であるかどうかについて、ご審議をお願いいたします。

以上です。

(写真回覧)

○柴崎議長 ありがとうございます。

現地調査を萩原委員が行っております。現地調査の結果報告をお願いします。

○萩原委員 生産緑地を解除しても全然問題ないと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

石田委員。

○石田委員 登記簿地目、山林でも生産緑地にはなっているということで大丈夫ですか。

○柴崎議長 事務局、現況で判断するんですね。

○事務局（青木） はい、現況が畑でありまして、現況で判断して生産緑地と指定されております。

○柴崎議長 写真が回りましたら、何かご質問等があったらお願いします。
よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、採決に移ります。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（青木） 議案第3号の補足説明をさせていただきます。

それではまず、相続税納税猶予に関する適格者証明申請承認の制度についてご説明いたします。

相続税の納税猶予制度は、市街化区域内農地に限らず農地全般を対象とする制度で、相続税納税の特例の適用を受けた農地について耕作をし続ける限り、その農地に係る相続税を支払わなくてもよいという制度です。ただし、特例を受けた農地についても、相続税を全額支払わなくてもいいわけではなく、国税庁のホームページで確認できる農業投資価格を差引いた額が納税を猶予されるというものです。この制度を受けようとする場合には、その旨を税務署に届出のですが、その際の添付書類の1つとして相続税の納税猶予に係る適格者証明書というものがございます。その証明書の発行が農業委員会の業務であるため、このたび本案件の申請者、Gさんより証明書が提出されました。

相続税の納税猶予の特例制度を受けるに当たっては、亡くなられた被相続人と相続人がそれぞれ適格要件を満たしている必要があります。租税特別措置法第70条の6第1項に規定さ

れておりまして、被相続人については亡くなられた日まで今回の相続地で農業を営んでいたこと、相続人については相続税の申告期限である被相続人が死亡してから10カ月以内に相続した土地で農業経営を開始し、その後も農業を継続すると認められることです。

これらを踏まえてご審議していただきたいのですが、本案件の被相続人、Hさんは、昨年8月21日に85歳で亡くなられております。亡くなられるまで農作業に従事しておりまして、平成26年度の8・1調査において、年間農業従事日数が100日となっております。相続人のGさんは、農業経営面においての意思決定を行っております。畑は長男のHさんが中心に耕作を行われておりまして、現在はブドウの棚を作って栽培しております。

畑の状況については、今から写真をお返ししますのでご確認ください。

こちらにつきましても4月11日に萩原委員に利用状況を確認していただいております。

補足説明は以上です。

(写真回覧)

○柴崎議長 ありがとうございます。

ただいま写真が回っております。

萩原委員が現地を確認しております。萩原委員、現地確認の結果をご報告お願いいたします。

○萩原委員 周りは、ちゃんとネットを張ったり、これからブドウを栽培するということで全然問題ないと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

ただいま写真が回っておりますが、ご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○柴崎議長 それでは、採決に移ります。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

◎協議事項

①5月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移ります。

5月の農業委員会総会の日程について、事務局で説明をお願いします。

○事務局（青木） 協議事項①、5月の農業委員会総会の日程について。

5月の総会の日程ですが、5月26日金曜日、午後2時から第2委員会室ということで、一つの提案で申し訳ないんですけども、現在、十日町市に出向している高橋主任が一時帰庁して、業務報告する予定でございます、この日であればと思います。よろしくお願ひいたします。

○柴崎議長 では、26日金曜日で、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 では、5月26日金曜日2時から、第二委員会室で願ひいたします。

②その他

○柴崎議長 協議事項、その他、事務局願ひします。

○事務局（青木） 協議事項、その他はございません。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告、1番、会長専決、よろしく願ひします。

○事務局（青木） 諸報告①、会長専決。今月の会長専決は、4条が2件、5条が8件です。

ただいま写真をお返ししますので、ご確認ください。

（写真回覧）

○柴崎議長 会長専決、ただいま写真が回りましたが、ご意見、ご質問等、あったら願ひします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 では、会長専決につきましては以上といたします。

②その他

○柴崎議長 諸報告、その他、事務局願ひします。

○事務局（青木） 諸報告、その他ですが、本日、資料をお配りしております埼玉県都市農業

振興計画というものが配られておりますので、情報提供ということでお配りしております。
後ほどご確認ください。

○柴崎議長 内容は何か進展があるんですか。特に具体的には何もないんですか。

○事務局（渡辺） 今回お配りしました埼玉県都市農業振興基本計画ですけれども、基本的には都市農業振興基本法が、平成27年4月に施行されまして、それを受けて、国がまず都市農業振興基本計画を策定いたしました。これに基づきまして、各地方自治体、都道府県レベル、市町村レベル、どちらも地方計画を策定が努力義務として位置づけられております。そんな動きの中で、埼玉県として策定した計画ということになります。

内容としましては、その国の計画からカスケード式といいますか、おりてくるような形で組み立てられていまして、それを基本ベースとしながら、埼玉県独自の取組ですとか考え方を示した方向性をまとめられた計画となっております。内容的には、各項目で税制面、制度面の支援ですとか、そういったものを含められた計画ということになっております。

これを受けまして、今後、各市町村でも、県の計画に即するような形での計画の策定について検討されていくような流れになるのかと推察しております。

簡単ではありますが、以上になります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

諸報告その他は、以上ですか。

○事務局（青木） 以上です。

○柴崎議長 他の委員の皆さんから何かございましたら。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 では、閉めます。

◎閉会

○柴崎議長 皆様のご協力によりまして、スムーズな議事運営をすることができました。ありがとうございました。あと1回となりましたが、よろしく願いいたします。

それでは、第34回和光市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時00分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員